



# 鳥取県公報

平成 25 年 7 月 30 日 (火)  
号外第 88 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 条 例 鳥取県情報公開条例等の一部を改正する条例 (51) (県民課) . . . . . 3

## ==== 公布された条例のあらまし ====

## ◇鳥取県情報公開条例等の一部改正について

## 1 条例の改正理由

特例民法法人が公益社団法人若しくは公益財団法人又は一般財団法人に移行したことに伴い、所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

## (1) 鳥取県情報公開条例の一部改正

実施機関の定義について定めた規定中、財団法人鳥取県造林公社、財団法人鳥取県教育文化財団及び財団法人鳥取県文化振興財団の名称を改める。

## (2) 職員の給与に関する条例の一部改正

給与からの控除について定めた規定中、財団法人鳥取県職員互助会、財団法人鳥取県教育関係職員互助会及び財団法人鳥取県警察職員互助会の名称を改める。

## (3) 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正

職員の派遣について定めた規定中、財団法人鳥取県環境管理事業センター、財団法人鳥取県教育文化財団、財団法人鳥取県造林公社、財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構及び社団法人鳥取県観光連盟の名称を改める。

## (4) 鳥取県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正

水道技術管理者の資格について定めた規定中、社団法人日本水道協会の名称を改める。

## (5) 施行期日等

ア 施行期日は、公布日とする。

イ 鳥取県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格について、所要の経過措置を講ずる。

# 条 例

鳥取県情報公開条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年7月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第51号

鳥取県情報公開条例等の一部を改正する条例

(鳥取県情報公開条例の一部改正)

第1条 鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法人の設立時に抛出される財産及びこれに準ずるものの全額を県が抛出している法人(公益財団法人鳥取県造林公社、<u>公益財団法人鳥取県教育文化財団</u>、一般財団法人鳥取県観光事業団、公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会及び<u>公益財団法人鳥取県文化振興財団</u>をいい、以下「全部出資法人」という。)</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関又は法人その他の団体をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 法人の設立時に抛出される財産及びこれに準ずるものの全額を県が抛出している法人(<u>財団法人鳥取県造林公社</u>、<u>財団法人鳥取県教育文化財団</u>、一般財団法人鳥取県観光事業団、公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会及び<u>財団法人鳥取県文化振興財団</u>をいい、以下「全部出資法人」という。)</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与からの控除)</p> <p>第16条の13 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>一般財団法人鳥取県職員互助会</u>、<u>一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会</u>及び<u>一般財団法人鳥取県警察職員互助会</u>の掛金及び償還金</p>	<p>(給与からの控除)</p> <p>第16条の13 職員の給与の支給に際しては、その給与から次に掲げるものの額に相当する額を控除することができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>財団法人鳥取県職員互助会</u>(昭和58年4月1日に財団法人鳥取県職員互助会という名称で設立された法人をいう。)、<u>財団法人鳥取県教育関係職員互助会</u>(昭和47年8月1日に財団法人鳥取県教育関係職員互助会という名称で設立された法人</p>

<p>(4) 略</p> <p>(5) 地方職員共済組合鳥取県支部、公立学校共済組合鳥取支部、<u>一般財団法人鳥取県教育関係職員互助会</u>、<u>一般財団法人鳥取県警察職員互助会</u>、鳥取県職員労働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部及び警察職員生活協同組合鳥取県支部が取り扱う保険の保険料及び共済掛金</p> <p>(6)～(8) 略</p>	<p><u>をいう。以下同じ。)</u>及び<u>財団法人鳥取県警察職員互助会</u>(昭和59年3月31日に財団法人鳥取県警察職員互助会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)<u>の掛金及び償還金</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 地方職員共済組合鳥取県支部、公立学校共済組合鳥取支部、<u>財団法人鳥取県教育関係職員互助会</u>、<u>財団法人鳥取県警察職員互助会</u>、鳥取県職員労働組合、鳥取県教職員組合、鳥取県高等学校教職員組合、公益財団法人日本教育公務員弘済会鳥取支部及び警察職員生活協同組合鳥取県支部が取り扱う保険の保険料及び共済掛金</p> <p>(6)～(8) 略</p>
--	--

(鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者(法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員(次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。)を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア <u>公益財団法人鳥取県環境管理事業センター</u></p> <p>イ <u>公益財団法人鳥取県教育文化財団</u></p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ <u>公益財団法人鳥取県造林公社</u></p> <p>キ 略</p> <p>ク <u>公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構</u></p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者(法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。)は、地域医療を担う公的病院を開設している公益的法人等であって知事が別に定めるものとの間の取決めに基づき医師である職員(次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。)を派遣することができるほか、次に掲げる公益的法人等との間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。</p> <p>(1) 一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの</p> <p>ア <u>財団法人鳥取県環境管理事業センター(平成6年12月27日に財団法人鳥取県環境管理事業センターという名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>イ <u>財団法人鳥取県教育文化財団(昭和48年3月26日に財団法人鳥取県遺跡調査会という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>ウ～オ 略</p> <p>カ <u>公益社団法人鳥取県人権文化センター</u></p> <p>キ <u>財団法人鳥取県造林公社(昭和41年4月13日に財団法人鳥取県造林公社という名称で設立された法人をいう。)</u></p> <p>ク 略</p>

<p>ケ 略</p> <p>コ <u>公益社団法人鳥取県観光連盟</u></p> <p>サ <u>公益社団法人鳥取県人権文化センター</u></p> <p>シ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>ケ 略</p> <p>コ 略</p> <p>サ <u>社団法人鳥取県観光連盟（平成4年5月2日に社団法人鳥取県観光連盟という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>シ <u>財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構（昭和44年10月9日に財団法人鳥取県農業開発公社という名称で設立された法人をいう。）</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2・3 略</p>
---	--

(鳥取県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正)

第4条 鳥取県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第2条 県が設置する専用水道の水道技術管理者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>公益社団法人日本水道協会</u>が水道技術管理者の資格を得ようとする者を対象として実施する講習の課程を修了した者</p> <p>(3) 略</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第2条 県が設置する専用水道の水道技術管理者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>社団法人日本水道協会</u>が水道技術管理者の資格を得ようとする者を対象として実施する講習の課程を修了した者</p> <p>(3) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に県が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を有する者については、なお従前の例による。